

3 総防管第1208号  
令和3年6月18日

一般社団法人東京都食品衛生協会 御中

東京都知事  
小池百合子  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置について

日頃より東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関して、令和3年6月17日、感染状況や医療提供体制等に関する分析・評価の結果、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第32条第3項に基づき、東京都については、緊急事態措置を実施すべき期間とされている6月20日をもって緊急事態措置区域から除外されました。（資料1）

また、法第31条の4第3項に基づき、6月21日以降については、東京都を重点措置区域に追加する変更が行われ、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年6月21日から令和3年7月11日までの21日間とする旨の公示が行われました。（資料2）

これを受け、都は、6月18日、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（参考資料）等を踏まえ、6月21日から7月11日まで、「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」を実施することといたしました。（資料3）

その概要は、都民の皆様に対しては、外出の自粛（措置区域において、営業時間の変更を要請した20時以降、飲食店にみだりに出入りしないこと、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請等）、事業者の皆様に対しては、施設の使用制限（飲食店等に対する営業時間短縮要請、酒類提供の停止要請等、「イベント関連施設等」、「イベントを開催する場合がある施設」及び「参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設」に対する営業時間短縮要請等）、イベントの開催制限（人数上限、収容率等の規模要件に沿った開催等）、業種別ガイドラインの遵守等の要請を行うものです。

また、6月17日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡において、今般の緊急事態宣言の終了、まん延防止等重点措置の実施に伴い改定された基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等が示されましたので、お知らせいたします。（資料4）

なお、7月12日以降の取扱いについては、改めて東京都新型コロナウイルス感染症対策本部における決定後、別途お知らせいたします。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等につきまして、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、都は、都の緊急事態措置等に関する都民の問合せに対応するコールセンター「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（電話：03-5388-0567）」を設置しております。併せて、関係者の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 【送付資料】

資料1・・・令和3年6月17日付け

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更」

資料2・・・令和3年6月17日付け

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示」

資料3・・・令和3年6月18日

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」

資料4・・・令和3年6月17日付け事務連絡

「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

#### 【参考資料】

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年6月17日変更）

[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_20210617.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210617.pdf)